



島根県報

平成22年3月30日（火）

第2,174号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	(地 域 福 祉 課)	2
生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	(")	2
介護保険法の規定による介護老人保健施設の開設の許可	(高 齢 者 福 祉 課)	3
保安林予定森林（2件）	(森 林 整 備 課)	3
保安林の指定（3件）	(")	4
大規模小売店舗立地法附則第5条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項 の変更の届出	(中 小 企 業 課)	5
土砂災害警戒区域の指定	(砂 防 課)	6
都市計画事業変更の認可	(下 水 道 推 進 課)	10

告 示

島根県告示第226号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した次の指定医療機関は、事業廃止の事実が認められ、同条の指定を廃止したので告示する。

平成22年 3 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
医療法人 昭仁会 今岡内科循環器科	出雲市古志町1058-2	平成21年 5 月 31 日
原医院	雲南市大東町1454-3	平成20年11月21日
木村歯科医院	益田市三宅町3-28	平成21年 6 月 1 日
酒井歯科クリニック	松江市母衣町99	平成21年 5 月 31 日
古瀬眼科医院	大田市大田町大田字下北沢イ162-2	平成21年 4 月 14 日

島根県告示第227号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した次の指定介護機関は、事業廃止の事実が認められ、同条の指定を廃止したので告示する。

平成22年 3 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		廃止する事業	事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
斉藤 幸徳	松江市母衣町99	居宅療養管理指導	酒井歯科クリニック	松江市母衣町99	平成21年 5 月 31 日
斉藤 幸徳	松江市母衣町99	訪問看護	酒井歯科クリニック	松江市母衣町99	平成21年 5 月 31 日
斉藤 幸徳	松江市母衣町99	訪問リハビリテーション	酒井歯科クリニック	松江市母衣町99	平成21年 5 月 31 日
斉藤 幸徳	松江市母衣町99	介護予防居宅療養管理指導	酒井歯科クリニック	松江市母衣町99	平成21年 5 月 31 日
斉藤 幸徳	松江市母衣町99	介護予防訪問看護	酒井歯科クリニック	松江市母衣町99	平成21年 5 月 31 日
斉藤 幸徳	松江市母衣町99	介護予防訪問リハビリテーション	酒井歯科クリニック	松江市母衣町99	平成21年 5 月 31 日
古瀬 萌	大田市大田町大田字下北沢イ162-2	居宅療養管理指導	古瀬眼科医院	大田市大田町大田字下北沢イ162-2	平成21年 4 月 14 日
古瀬 萌	大田市大田町大田字下北沢イ162-2	介護予防居宅療養管理指導	古瀬眼科医院	大田市大田町大田字下北沢イ162-2	平成21年 4 月 14 日
原 健夫	雲南市大東町1454	居宅療養管理	原医院	雲南市大東町1454	平成20年11月21日

	－ 3	指導		－ 3	
原 健夫	雲南市大東町1454	介護予防居宅 療養管理指導	原医院	雲南市大東町1454	平成20年11月21日
	－ 3			－ 3	

島根県告示第228号

介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の規定により、次のとおり介護老人保健施設の開設の許可をしたので、同法第104条の2第1号の規定により告示する。

平成22年3月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

開設者の名称又は氏名	サービスの種類	施設の名称	施設の所在地	許可年月日
医療法人沖繩徳洲会	介護老人保健施設	介護老人保健施設 出雲徳洲苑	簸川郡斐川町大字直江町 3964－1	平成22年2月1日

島根県告示第229号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成22年3月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

出雲市矢尾町字石臼10、1101から1103まで、1119から1121まで、1123

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第230号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成22年3月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

出雲市佐田町高津屋184－5、185－7

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第231号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成22年 3 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

大田市仁摩町大国字田平山3702

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第232号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成22年 3 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

安来市広瀬町菅原326、328-1、329、330、330-続1、335、1642-1、1642-7から1642-9まで、1642-11、1642-12、1642-22、1642-23、1642-25から1642-27まで、1643、1644、1644-続1、1645から1647まで、1648-1から1648-6まで、1648-8

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第233号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成22年 3 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林の所在場所
隠岐郡海士町大字崎1129-1、1132、1133-5、1133-7
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び海士町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第234号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成22年 3 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 届出の概要
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
やよい川津ショッピングセンター 島根県松江市西川津町鶴場612番の1
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所
株式会社 やよい 代表取締役 内村 正和 鳥取県米子市角盤町1丁目168番地
 - (3) 変更しようとする事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前) 午前10時00分から午後10時00分まで
(変更後) 午前9時00分から午後10時00分まで

- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 午前9時00分から午後10時30分まで
(変更後) 午前8時00分から午後10時30分まで
- (4) 変更する年月日
平成22年4月7日
- 2 届出年月日
平成22年3月17日
- 3 届出及び添付書類の縦覧場所
松江市産業経済部商工課(松江市末次町86番地)
- 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等
- (1) 意見書の提出先
松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課
- (2) 意見書に記載すべき事項
- ア 氏名及び住所(団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- イ アの記載事項についての公表の意思の有無
- ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容
- オ 意見を述べる理由
- (3) その他
意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第235号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成22年3月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称
奥出雲町
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害警戒区域の名称
- (1) 急傾斜地の崩壊
阿井川ダム西、阿井川ダム東、愛宕下、阿井小学校、朝日町、愛宕神社北A、愛宕神社北B、雨川A、雨川B、雨川下、いざなみ橋東、石原、石原1、石原2、板敷A、板敷B、板敷C、板敷D、板敷神社西、板敷橋西、井多橋北、井多橋東、井出口、稲原A、稲原B、稲原C、稲原D、稲原E、稲原F、稲原G、稲原H、稲原I、稲原J、稲原K、稲原L、稲原M、稲原N、稲原O、稲原P、稲原Q、稲原R、稲原S、稲原T、稲原U、稲原V、稲原W、稲原X、稲原Y、稲原Z、芋ヶ畑橋南1、芋ヶ畑橋南2、いものや、鋳物屋、上布施、内谷A、内谷B、梅木原1、梅木原3、梅木原4、追谷、大内原、大内原1、大内原2、大内原上、大内原橋北、大谷A、大谷AA、大谷AB、大谷AC、大谷AD、大谷AE、大谷AF、大谷AG、大谷B、大谷C、大谷D、大谷E、大谷F、大谷G、大谷H、大谷I、大谷J、大谷K、大谷L、大谷M、大谷N、大谷O、大谷P、大谷Q、大谷R、大谷S、大谷T、大谷U、大谷V、大谷W、大谷X、大谷Y、大谷Z、大峠、大歳神社東、大曲A、大曲B、大曲C、大曲D、大馬木A、大馬木AA、大馬木AB、大馬木AC、大馬木AD、大馬木AE、大馬木AF、大馬木AG、大馬木AH、大馬木AI、

大馬木AJ、大馬木AK、大馬木AL、大馬木AM、大馬木AN、大馬木AO、大馬木AP、大馬木AQ、大馬木AR、大馬木AS、大馬木AT、大馬木AU、大馬木B、大馬木C、大馬木D、大馬木E、大馬木F、大馬木G、大馬木H、大馬木I、大馬木J、大馬木K、大馬木L、大馬木M、大馬木N、大馬木O、大馬木P、大馬木Q、大馬木R、大馬木S、大馬木T、大馬木U、大馬木V、大馬木W、大馬木X、大馬木Y、大馬木Z、大馬木第一本郷、大森、大八川北、大八川東、大呂A、大呂B、大呂C、大呂D、大呂E、大呂F、大呂G、大呂H、大呂I、大呂J、大呂K、大呂L、大呂M、大呂N、大呂O、大呂P、大呂Q、大呂R、大呂S、大呂T、大呂U、大呂V、大呂W、大呂X、大呂Y、大呂神社、小国、奥田橋西、奥田屋橋西、奥湯谷上A、奥湯谷上B、奥湯谷上C、奥湯谷橋北、尾白橋北、尾白橋西、大吉、折渡、加食橋北、大馬木堅田A、大馬木堅田B、堅田A、堅田B、堅田C、金川A、金川B、金川C、金川D、可部屋大橋東、可部屋集成館南、上阿井A、上阿井AA、上阿井AB、上阿井AC、上阿井AD、上阿井AE、上阿井AF、上阿井AG、上阿井AH、上阿井AI、上阿井AJ、上阿井AK、上阿井AL、上阿井AM、上阿井AN、上阿井AO、上阿井AP、上阿井B、上阿井C、上阿井D、上阿井E、上阿井F、上阿井G、上阿井H、上阿井I、上阿井J、上阿井K、上阿井L、上阿井M、上阿井N、上阿井O、上阿井P、上阿井Q、上阿井R、上阿井S、上阿井T、上阿井U、上阿井V、上阿井W、上阿井X、上阿井Y、上阿井Z、上鴨倉A、上鴨倉B、上鴨倉C、上鴨倉D、上鴨倉E、上鴨倉F、上鞍掛A、上鞍掛B、上鞍掛橋東、上木屋谷東A、上高尾1、上真地橋南、上三所A、上三所B、上三所C、上三所D、上三所E、上三所F、上三所G、上三所H、上三所I、上三所J、上三所K、上三所L、上三所M、上三所N、上三所O、上三所P、上三成、上三成下、亀ヶ市、亀ヶ市橋北、亀嵩、亀嵩A、亀嵩AA、亀嵩AB、亀嵩AC、亀嵩AD、亀嵩AE、亀嵩AF、亀嵩AG、亀嵩AH、亀嵩AI、亀嵩AJ、亀嵩AK、亀嵩AL、亀嵩AM、亀嵩AN、亀嵩AO、亀嵩AP、亀嵩AQ、亀嵩AR、亀嵩AS、亀嵩AT、亀嵩AU、亀嵩AV、亀嵩AW、亀嵩B、亀嵩C、亀嵩D、亀嵩E、亀嵩F、亀嵩G、亀嵩H、亀嵩I、亀嵩J、亀嵩K、亀嵩L、亀嵩M、亀嵩N、亀嵩O、亀嵩P、亀嵩Q、亀嵩R、亀嵩S、亀嵩T、亀嵩U、亀嵩V、亀嵩W、亀嵩X、亀嵩Y、亀嵩Z、鴨倉A、鴨倉B、鴨倉C、鴨倉D、鴨倉E、鴨倉F、鴨倉G、鴨倉H、鴨倉大橋北A、鴨倉大橋北B、鴨倉大橋東、鴨倉大橋南A、鴨倉大橋南B、川子原A、川子原B、河内A、河内B、河内C、河内D、河内E、河内F、河内G、河内H、河内I、河内J、河内K、河内L、河内M、河内N、河内O、河内P、河内Q、河内R、河内S、河内T、河内橋北、川西A、川西B、川西橋東A、川西橋東B、川原橋、河東、川東下、木地谷橋西、玉雲寺西2、杭木、蔵屋A、蔵屋B、蔵屋C、蔵屋上、蔵屋下、黒田1、黒田2、工業団地A、工業団地B、郡A、郡B、郡C、郡D、郡E、郡F、郡G、郡H、郡I、郡J、郡奥橋南、郡中、郡林、郡三成橋北、郡三成橋西、越峠橋北、越峠橋東、五反田B、小峠、小馬木A、小馬木AA、小馬木AB、小馬木AC、小馬木AD、小馬木AE、小馬木AF、小馬木AG、小馬木AH、小馬木AI、小馬木AJ、小馬木AK、小馬木AL、小馬木AM、小馬木AN、小馬木AO、小馬木AP、小馬木AQ、小馬木AR、小馬木AS、小馬木AT、小馬木AU、小馬木B、小馬木C、小馬木D、小馬木E、小馬木F、小馬木G、小馬木H、小馬木I、小馬木J、小馬木K、小馬木L、小馬木M、小馬木N、小馬木O、小馬木P、小馬木Q、小馬木R、小馬木S、小馬木T、小馬木U、小馬木V、小馬木W、小馬木X、小馬木Y、小馬木Z、小馬木本郷A、小馬木本郷B、小馬木本郷C、小麦谷橋西、小森A、小森B、小森C、小森D、小八川A、小八川B、小八川橋東、木屋谷A、木屋谷B、木屋谷C、木屋谷D、木屋谷橋北A、才の峠東、坂根、坂根A、坂根B、桜井上、佐々木、佐白、佐白A、佐白B、佐白C、佐白D、佐白E、佐白F、佐白G、佐白H、佐白I、佐白J、佐白K、佐白L、佐白M、佐白N、佐白O、里田2、里田4、皿ヶ瀬橋西、鹿谷鈿橋北、下垣内橋南、下阿井A、下阿井AA、下阿井AB、下阿井AC、下阿井AD、下阿井AE、下阿井AF、下阿井AG、下阿井AH、下阿井AI、下阿井AJ、下阿井AK、下阿井AL、下阿井AM、下阿井AN、下阿井AO、下阿井AP、下阿井AQ、下阿井AR、下阿井AS、下阿井AT、下阿井AU、下阿井AV、下阿井AW、下阿井AX、下阿井B、下阿井C、下阿井D、下阿井E、下阿井F、下阿井G、下阿井H、下阿井I、下阿井J、下阿井K、下阿井L、下阿井M、下阿井N、下阿井O、下阿井P、下阿井Q、下阿井R、下阿井S、下阿井T、下阿井U、下阿井V、下阿井W、下阿井X、下阿井Y、下阿井Z、下阿井大橋北、下鴨倉A、下鴨倉B、下鞍掛A、下鞍掛B、下鞍掛C、下鞍掛D、下坂根A、下坂根B、下高尾5、下高尾6、下三所2、下横田A、下横田B、下横田C、

下横田D、下横田E、下横田F、下横田G、下横田H、下横田I、下横田J、下横田K、下横田L、下横田M、下横田N、下横田O、下横田P、下横田Q、常高寺南、上連、新呑谷橋北、簾1、簾3、簾4、砂子屋橋西、角A、角B、大源橋東2、代山、高尾A、高尾AA、高尾AB、高尾AC、高尾AD、高尾B、高尾C、高尾D、高尾E、高尾F、高尾G、高尾H、高尾I、高尾J、高尾K、高尾L、高尾M、高尾N、高尾O、高尾P、高尾Q、高尾R、高尾S、高尾T、高尾U、高尾V、高尾W、高尾X、高尾Y、高尾Z、高尾小学校、高尾橋東2、高柴1、高柴2、高田、高田A、高田B、高田C、高田D、高田E、高田F、高田G、高田H、高田I、高田J、高田K、高田L、高田M、高田N、高田O、高田P、高田Q、高田R、滝の上1、滝の上2A、滝の上2B、竹崎A、竹崎AA、竹崎AB、竹崎AC、竹崎AD、竹崎B、竹崎C、竹崎D、竹崎E、竹崎F、竹崎G、竹崎H、竹崎I、竹崎J、竹崎K、竹崎L、竹崎M、竹崎N、竹崎O、竹崎P、竹崎Q、竹崎R、竹崎S、竹崎T、竹崎U、竹崎V、竹崎W、竹崎X、竹崎Y、竹崎Z、建御名方神社東、棚田II、谷奥、谷鉦橋南、田畑橋西、多聞寺橋、反保A、反保B、築田、築田橋東、土屋1、土木、仲仙道、中丁A、中丁B、中丁下、中原、中村A、中村B、中村C、中村D、中村E、中村F、中村G、中村H、中村I、中村J、中村K、中村L、中村M、中村N、中村O、中村P、中村Q、中村R、中村S、中村T、中村U、中村V、中村W、中村X、中村Y、中村Z、中初、中八川A、中八川B、中八川C、新屋前橋南、西湯野、布広橋南A、布広橋南B、野伏、呑谷第二橋北、粕谷池南、柱橋南、花見屋橋西、花見屋橋南、原田、原田A、原田B、万才、樋口A、樋口B、樋口C、久月橋北、美女原2、美女原3、美女原4、美女原橋東、日向側、ピリ谷橋北、福原上A、福原上B、福原下A、福原下B、福原橋北、福頼、弁才天橋東、本郷A、本郷東、本谷折渡、真地上A、真地上B、真地上C、真地上D、真地下、真地橋北、真地橋西、真地橋東、町空、馬馳1、馬馳2、馬馳A、馬馳B、馬馳C、馬馳D、馬馳E、馬馳F、馬馳G、馬馳H、馬馳I、馬馳J、馬馳K、馬馳L、馬馳M、馬馳N、馬馳O、馬馳P、馬馳Q、馬馳R、馬馳上、真谷、三沢A、三沢AA、三沢AB、三沢AC、三沢AD、三沢AE、三沢B、三沢C、三沢D、三沢E、三沢F、三沢G、三沢H、三沢I、三沢J、三沢K、三沢L、三沢M、三沢N、三沢O、三沢P、三沢Q、三沢R、三沢S、三沢T、三沢U、三沢V、三沢W、三沢X、三沢Y、三沢Z、水木橋北、みずほ橋西、三所A、三所AA、三所AB、三所AC、三所B、三所C、三所D、三所E、三所F、三所G、三所H、三所I、三所J、三所K、三所L、三所M、三所N、三所O、三所P、三所Q、三所R、三所S、三所T、三所U、三所V、三所W、三所X、三所Y、三所Z、三成A、三成AA、三成AB、三成AC、三成AD、三成AE、三成B、三成C、三成D、三成E、三成F、三成G、三成H、三成I、三成J、三成K、三成L、三成M、三成N、三成O、三成P、三成Q、三成R、三成S、三成T、三成U、三成V、三成W、三成X、三成Y、三成Z、三成松下、三森原A、三森原B、三森原C、見寄、六日市A、六日市B、六日市C、女良木、森長、八川A、八川AA、八川AB、八川AC、八川AD、八川AE、八川AF、八川AG、八川AH、八川AI、八川AJ、八川AK、八川AL、八川AM、八川AN、八川AO、八川AP、八川AQ、八川AR、八川AS、八川AT、八川B、八川C、八川D、八川E、八川F、八川G、八川H、八川I、八川J、八川K、八川L、八川M、八川N、八川O、八川P、八川Q、八川R、八川S、八川T、八川U、八川V、八川W、八川X、八川Y、八川Z、八川駅北、八川小学校南、八川本郷A、八川本郷B、八川本郷C、八代、八代八代、八代A、八代B、八代C、八代D、八代E、八代F、八代G、八代H、八代I、八代J、八代K、八代L、八代M、八代N、八代O、八代P、八代Q、八代R、八代S、八代T、八代U、八代V、八代W、八代X、八代東部、矢谷1、矢谷2A、矢谷2B、矢谷4、八頭、矢入、矢入中原A、矢入中原B、矢入中原北、山神社、山神橋西、山神橋南、山郡、山根、山の奥橋南、八幡下、湯の原1、湯の原2、湯の原上、湯の原下、湯の原中、湯舟橋南、要害山西、横田A、横田B、横田C、横田D、横田E、横田F、横田G、横田H、横田I、横田J、横田K、横田L、横田M、横田N、吉ヶ口、四日市A、四日市B、四日市C、米原A、米原B、米原C、米原D

(2) 土石流

あおり谷川A、あおり谷川B、滝坂川（愛宕川）A、滝坂川（愛宕川）B、アチカ谷、穴観奥、穴ノ谷、天谷川、雨川A、雨川B、洗樋谷川、安女原川、安代原、家ノ奥、家ノ奥川、家ノ奥谷、家ノ奥谷川A、家ノ奥谷川B、イガキ廻A、イガキ廻B、軍谷東川、いざなみ奥谷川、石橋ヶ谷、石畑川、石原川、石広、板敷A、板敷B、板敷C、一

先A、一先B、井戸川A、井戸川B、井戸川C、イトハラオク、稲田川A、稲田川B、稲田川C、稲原、イラ谷川、岩棚、氏ヶ廻谷川、牛ノ首谷、後田、内谷A、内谷B、内谷C、内谷川下川、内引川、打道山、梅木原1、梅木原2、漆谷川、上市、雲崎奥、エジ谷川、枝ヶ廻川A、枝ヶ廻川B、追谷A、追谷B、追谷C、追谷D、追谷E、追谷川上川、大内谷A、大内谷B、大内原、大内原谷川、大内原鉄山、大久保田谷川、大熊川B、大熊川A、大熊川C、大熊下川、大廻、大畝、大谷A、大谷B、大谷C、大谷D、大谷E、大谷F、大谷G、大谷H、大谷川A、大谷川B、大谷川C、大谷川東川A、大谷川東川B、大田原川、大峠、大峠A、大峠B、大峠C、大峠D、大貫谷川A、大貫谷川B、大林A、大林B、大原、大原奥谷川、大原川上川、大曲A、大曲B、大曲C、大曲D、大曲E、大曲F、大曲G、大馬木A、大馬木B、大馬木C、大馬木D、大馬木E、大馬木F、大馬木G、大馬木H、大馬木I、大道ヶ谷、大水口、大向奥川、大向奥中ノ廻川、大八川谷川、大呂A、大呂B、大呂C、大呂谷川、奥山手川、奥高田川、奥ノ堂谷川、奥林谷川A、奥林谷川B、奥林谷川C、奥水越川、奥湯谷川A、奥湯谷川B、奥湯谷川上川、奥湯谷東谷川A、奥湯谷東谷川B、尾白1、尾白2、乙社川、乙社谷川、大吉、大吉川上川、大吉川下川、折渡川、柿木廻A、柿木廻B、カクレ谷、花溪庵谷川、火事ヶサコ、加食A、加食B、梶畑奥、堅固A、堅固B、堅固C、堅固D、堅固E、堅固F、堅固G、堅固H、堅田A、堅田B、堅田C、堅田D、堅田川、叶谷、叶谷川、金ヶ谷、金川、金川奥谷川A、金川奥谷川B、カナ田、金屋子谷、金屋廻谷川、上阿井A、上阿井B、上阿井C、上阿井D、上阿井E、上阿井F、上阿井G、上阿井H、上阿井谷川A、上阿井谷川B、上アシダニ、上隠地境、上堅田川、上河内谷川、上客廻川A、上客廻川B、上真梨谷川、上原屋川、上真地谷川、上水頭A、上水頭B、上三所A、上三所川、上三所川上川A、上三所川上川B、上湯の廻谷川、亀嵩A、亀嵩B、亀嵩C、亀嵩D、亀嵩E、亀嵩F、亀嵩G、亀嵩H、亀嵩I、亀嵩J、亀嵩K、亀嵩L、亀嵩M、亀嵩N、亀嵩O、亀嵩P、亀嵩Q、亀嵩R、亀嵩S、亀嵩T、亀嵩U、亀嵩V、亀嵩W、亀嵩X、鴨倉A、鴨倉B、鴨倉C、鴨倉D、鴨倉E、川子原A、川子原B、川子原谷川A、川子原谷川B、河内A、河内B、河内C、河内D、河内E、川東、川東谷川、鉄穴鈷川A、鉄穴鈷川B、神ノ木谷、神ノ村川、木崎谷、北大八川谷川A、北大八川谷川B、北大八川谷川C、北常光寺谷上川、北常光寺谷川、北宮谷川、北矢入川上川、北矢入川下川、木ノ下谷川、清田堀、金原川、杭木A、杭木B、久田谷上川、久比須1、久比須奥谷川、蔵屋A、蔵屋B、蔵屋C、蔵屋D、蔵谷川A、蔵谷川B、蔵谷川上川、暮地1、県発谷川、小阿井左川、荒神ノ奥、鴻ノ巣、郡1、郡2、郡A、郡B、郡C、郡D、郡E、郡F、郡G、郡H、郡谷川A、郡谷川B、小谷、小谷川A、小谷川B、小谷川C、琴枕川、琴枕川下川、小馬木A、小馬木B、小馬木C、小馬木D、小馬木E、小馬木F、小馬木G、小馬木H、小馬木I、小馬木J、小馬木K、小馬木L、小馬木M、小馬木N、小馬木O、小馬木P、小馬木Q、小馬木R、小馬木S、小馬木T、小馬木U、小馬木V、小森川、小森西谷川、小森東谷川、小八川A、小八川B、小八川C、小八川D、小山越谷、木屋谷、木屋谷上川、木屋谷川、木屋谷下川、権現山川、オノ木谷川A、オノ木谷川B、境ヶ谷、境谷、坂口、坂口川、坂ノ谷、小馬木坂ノ谷、サクラガ谷、迫畑、佐白A、佐白B、佐白C、佐白川A、佐白川B、里田川、猿川、塩貝川、鹿谷日向、獅子谷東川A、獅子谷東川B、地藏谷川、下垣内谷東川、渋谷、渋谷川、渋谷川上川、清水川、清水廻川、清水廻中川A、清水廻中川B、清水谷川、清水谷尻、下阿井A、下阿井B、下阿井C、下阿井D、下阿井E、下大内原谷川、下隠地境、下垣内A、下垣内B、下加食川、下河内谷川、下口A、下口B、下口川、下鞍掛川、下境谷、下高畦川、下鷹ノ谷川、下田廻A、下田廻B、下角木川、下峠A、下峠B、下峠C、下長瀬谷川、下中谷川、下ノ谷、下平、下平上、下平下、下平中、下ヘンダヶ廻、下ホトケ谷、下水頭、下三所谷川、下無木川A、下無木川B、下横田A、下横田B、下横田C、下横田D、下吉谷川、城山北川、上連、上連谷川、城山川、新ノ奥、新屋奥川A、新屋奥川B、新屋川、須郷川、簾1、簾2、砂田川、舟通山A、舟通山B、舟通山C、総光寺川、惣三谷川A、惣三谷川B、僧都谷奥東谷、添ヶ谷、ソトウ谷、代奥川A、代奥川B、代奥川C、高尾A、高尾AA、高尾AB、高尾AC、高尾AD、高尾B、高尾C、高尾D、高尾E、高尾F、高尾G、高尾H、高尾I、高尾J、高尾K、高尾L、高尾M、高尾N、高尾O、高尾P、高尾Q、高尾R、高尾S、高尾T、高尾U、高尾V、高尾W、高尾X、高尾Y、高尾Z、高尾川A、高尾川B、高柴川、高田A、高田B、高田C、高田D、高田E、高田F、高田G、高田H、高田I、高田川、滝谷川A、滝谷川B、滝谷川C、滝谷川D、滝谷川E、滝谷川F、滝谷川G、滝谷川I、滝谷川J、滝ノ奥川、滝ノ谷川、滝ノ谷下谷川、竹崎A、竹崎B、竹崎C、竹崎D、

竹崎E、竹崎F、蛸谷尻川、鉦谷川A、鉦谷川B、鉦原川、辰岩谷川、立奥谷川、駄床川上川、谷奥川A、谷奥川B、谷奥川C、谷奥川D、谷奥川下川A、谷奥川下川B、谷口川、谷尻、谷鉦川、滝谷川H、反谷尻、茶屋場谷、町栄寺谷川、塚ノ谷、造山谷川、土屋川、角屋谷川、出井川、出井の口沢川、寺奥川A、寺奥川B、寺奥川C、寺奥川D、寺奥川E、寺田、寺谷、寺谷川、伝次釜、天神原上谷川、天神原下谷川、堂ノ奥、藤兵衛釜、年廻谷川、栃木谷川、栃ノ木谷川、中隠地境、中垣内谷川、中垣内谷下川、中小谷川A、中小谷川B、中山道、中田川、長谷川、中ノ谷川、中原、中村1、中村2、中村A、中村B、中村C、中村D、中村E、中湯野川A、中湯野川B、鳴廻川、苗代水、西石畑谷川、西石原川、西追谷川、西大久保田谷川、西奥湯谷上川、西折渡上川、西上原屋川、西小谷川、西新屋谷川、西惣三谷川、西鉦谷川、西初ノ木川、西八頭川、西湯野川、西湯野川下川、二ノ宮川上川A、二ノ宮川上川B、野間川A、野間川B、野間川C、野間川D、野間峠南、ノリヤオク、バガ谷奥谷川、萩原谷川A、萩原谷川B、八幡宮谷川A、八幡宮谷川B、八勝蒔川、鳩岡川、原、原口、原田A、原田B、原谷川A、原谷川B、半谷川A、半谷川B、ヒイ坂、東宇根谷川、東宇根山、東宇根山上、東宇根山下A、東宇根山下B、東宇根山中、東宇根山元、東大谷川A、東大谷川B、東郡川A、東郡川B、東郡川下川、東琴枕川A、東琴枕川B、東高柴川、東高柴川上川、東滝谷川A、東滝谷川B、東半谷川、東久月川、東馬木谷川A、東馬木谷川B、東馬木谷川C、東真谷川、樋口谷川、美女原4A、美女原4B、美女原5、美女原川、日向谷川、日長廻、日向右谷川A、日向右谷川B、斐乃上谷川、姫子松川、平、平高山、平ノ原谷川A、平ノ原谷川B、福原谷川、藤木谷、古土山谷A、古土山谷B、風呂呂谷川、防木谷川A、防木谷川B、防木谷川C、ホトケ谷、堀下谷川、本郷A、本郷B、本郷C、本郷D、楨谷川、大谷楨谷川、楨谷川上川、楨原谷川、マコロバセ、真地上谷川、真地下谷川、松山以後、馬馳上川A、馬馳上川B、厩谷、真谷川A、真谷川B、御京谷、ミサキ、三沢A、三沢B、三沢C、三沢D、三沢E、三沢F、三沢G、三沢H、三沢I、三沢J、道下、道ノ下奥谷川、三所A、三所B、三所C、三所D、三所E、三所F、三所G、三所H、三所I、三所J、三所K、三所L、三所M、三所N、三所O、三所P、三所Q、三所R、三所S、三所T、三所U、南宇根山、南川、南河内谷川、南権現山川、南権現山右川、三成1、三成2、三成A、三成B、三成C、三成D、三成E、三成F、三成G、三成H、三成I、三成J、三成K、三成L、三成M、三成N、三成O、三成P、三成Q、三成R、三成S、三成T、宮谷川、宮の奥谷、宮ノ奥谷川、宮原谷川、明神谷、見寄川、見寄川下川、六日市西川、無木川、向杭木谷川、向杭木谷下川、向谷、向谷川、女良木A、女良木B、木屋川、初ノ木川A、初ノ木川B、森川、ヤカイ、八川A、八川B、八川C、八川D、八川E、八川F、八川G、八川H、八川I、八川J、八川K、八川L、八川M、八川N、八川O、八川P、八川Q、八川R、八川S、八川T、八川U、八川V、焼ヶ迫、八代A、八代B、八代C、八代D、八代E、八代川、休ミイマ、矢谷川、中村矢谷川、ヤダン坂谷川、八頭1、八頭2、柳谷川、ヤニガ谷、矢入川、ヤネザコ、矢筈谷川、山以後谷川、山県、山県谷川、山郡A、山郡B、山郡C、山崎奥谷川、山地川、山根側A、山根側B、山根側C、山根谷川A、山根谷川B、山根谷川C、山根谷川D、山の神谷川、杠川、湯の谷川、湯の原1、湯の原3、湯の原4、湯の原5、湯の原上川、湯の原谷川、湯の原谷東川、湯舟、湯舟谷川A、湯舟谷川B、横田、吉ヶ口谷川A、吉ヶ口谷川B、吉ヶ廻、吉口、吉谷川A、吉谷川B、米原川、ヨロヒ谷、六郎免、若松川A、若松川B、椀以後下、ヲルシ廻

3 指定の区域

別図に示す区域（「別図」は省略し、島根県雲南県土整備事務所仁多土木事務所及び奥出雲町役場において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第236号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成22年3月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 施行者の名称

奥出雲町

2 都市計画事業の種類及び名称

横田都市計画下水道事業奥出雲町公共下水道

3 事業施行期間

昭和63年 7 月19日から平成28年 3 月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし